

# 販売物件明細書

香川 森林管理事務所

- 1(物件番号) 第1号
- 2(物件所在地 香川県仲多度郡まんのう町勝浦  
及び国有林名等) 三頭国有林55林班い小班
- 3(伐採方法) 皆伐
- 4(面積) 5.12ha
- 5(林齢) 72年生

## 6(物件の種類)

樹種	本数	材積 (m3)	備考
ヒノキ	6,264	2,785.29	
アカマツ	1	1.05	
ナラ	11	3.32	
サクラ	5	2.82	
その他L	3	1.87	
計	6,284	2,794.35	

## 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

## 9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林  
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認の上、その指示に従うこと。  
浅木原林道の使用車両については、11t以下(ホイールベース5.5m以下)とします。

## 11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑥民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑦道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑧末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑨林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑩当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。

## 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。  
(香川森林管理事務所:087-866-6622)

## 13(その他)

当該物件は分収育林です。別紙「分収育林箇所の立木販売における特約事項」を熟知の上、入札してください。





立木物件位置図 (売払番号1号)

三頭国有林55林班い小班 面積 5.12 ha

凡例 売払区域 (皆伐)  縮尺: 5,000分の1

